

ユウベル結婚紹介サービス会員規約

本規約は、ユウベル株式会社（以下「当社」という）が運営する「ユウベル結婚紹介サービス」が会員に対して提供するサービスの内容及び当社と会員との間の契約関係を定めるものです。

第1条（入会資格）

- 20歳以上の独身で一定の住所を有し、男性の場合は安定した収入があること
- 日本国籍を有すること
- 被保佐人、被後見人でないこと
- 暴力団等の反社会的勢力関係者でないこと
- 経済的、身体的、精神的に正常な結婚生活が可能であること
- 次の書類が全て提出できること
 - 提出書類について（マイナンバー記載の無い書式でご提出ください）
 - 住民票（3ヶ月以内の原本、マイナンバー記載の無い書式）*必須
 - 独身証明書（3ヶ月以内の原本）*必須
 - 最終学歴証明書（卒業証書のコピーまたは卒業証明書原本）*短大卒以上の方必須
 - 収入証明書（いずれも直近のもので、源泉徴収票・確定申告書・所得証明等）*男性必須。女性で未提出の場合は年収非公開となります。
 - 医師、弁護士、その他国家資格それに準ずる資格をお持ちの方はその証明書（コピー可）
 - プロフィール掲載用写真1~2枚（6ヶ月以内に撮影したもの）
 - 身分証明書のコピー（原則写真付の証明書：免許証・パスポート・社員証等）
 - プロフィールシート
 - ご提出いただいた書類は返却いたしません。一定期間保管後、責任を持って破棄いたします。

第2条（会員の責務）

- 会員は、自己の結婚相手を探す以外の目的で会員活動をしてはなりません。
- 自己のプロフィールデータ、その他の登録事項を正確に登録し、入会時に提出する書類に虚偽があってはなりません。
- 提出した情報に変更あった場合、直ちに所定の方法にて変更し又は当社に届け出なければなりません。尚、会員がこの変更又は届出を怠ったために、当社からの連絡が延着あるいは送達されなかった場合は、通常到達すべき日時に到達したものとします。
- 自己のプロフィールその他の会員情報が、入会希望者や会員によって閲覧されることを予め承諾します。
- 会員情報の内容やお見合いの相手の個人情報など、当社を通じて入手した情報の改ざん、消去、流用、第三者への漏洩をしてはなりません。また、会員個人情報を印刷してはなりません。
- 交際の申込み、申込みに対する返事、その他の会員活動、又は交際成立後の交際において、相手方、他の会員、当社又は第三者を差別もしくは誹謗中傷し又は名誉もしくは信用を毀損する行為をしてはなりません。
- 交際の申込み、申込みに対する返事、その他の会員活動、又は交際成立後の交際において、自己の行為とその結果について一切の責任を負うものとし、他者よりクレームやその他の問合せを受けた場合、又は、自己、他の会員もしくは第三者に損害が生じた場合、自己の責任と負担において解決するものとし、当社に対し損害賠償の請求をしないものとします。
- 会員は、会員たる地位、会員専用のインターネット会員検索サービスのパスワードについて、第三者に教えてはならず、いかなる場合も譲渡、貸与、提供、販売、名義変更等をしてはなりません。また、質権の設定その他の担保に供する行為をしてはなりません。
- 会員ID及びパスワードを第三者に知られることのないよう責任を持って管理し、会員ID及びパスワードを盗用された場合は速やかに当社に連絡しなければなりません。尚、会員の故意又は過失により、第三者が当該会員の会員ID及びパスワードを不正に使用し損害が生じた場合は、自己の責任と負担において解決しなければなりません。この場合、当該会員は、その利用に係る利用料金を負担しなければなりません。
- 会員は、他の会員の会員ID又はパスワードを一切使用してはなりません。
- 会員個人情報を漏洩させ、当社に損害を与えた場合は、全ての損害を賠償します。
- 会員は、他の会員、当社又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他の財産権、プライバシー又は肖像権を侵害する行為をしてはなりません。
- 紹介相手の人格を尊重するものとし、遊興その他不正な目的のために紹介相手と接触してはなりません。
- お見合い、交際に際しては、発言、行動、服装等に気を配り、社会人として良識のある対応をしなければなりません。
- 紹介相手との交際は自己責任となります。
- 会員は、有害なコンピュータプログラム等を送信又は書き込む行為、その他会員もしくは第三者の設備等又は当社の設備の利用又は運営に支障を与える行為をしてはなりません。

17、上記各号の他、会員は、本規約に反する行為、法令、公序良俗に反する行為、当社の運営を妨害する行為、その他他の会員、当社又は第三者に不利益を与える行為をしてはなりません。

18、会員は、他の会員、当社又は第三者に対して損害を与えた場合、自己の責任と負担においてその損害を賠償しなければなりません。

第3条（結婚相手紹介サービス入会申込契約書第1条で指定する「その他当社作成書面」について）

その他当社作成書面とは、「本書面」および「お見合いルール&マナー集」であり、「お見合いルール&マナー集」については、KONKATSU WEDDING BOOK（婚活ウェディングブック）内に記載の「お見合いルール&マナー集」参照で代用できるものとします。

第4条（会員の期間）

- 会員の期間は入会契約を交わした日より1年間とします。契約期間満了の1ヵ月前までに書面による退会のお申し出がない場合、本契約は以後、毎年自動更新となります。
- 月会費は毎月月初めより1日を経過した時点で当該月1ヶ月分の月会費が発生します。

第5条（料金の支払時期及び方法）

- 入会金・登録料および2ヵ月分の月会費は、入会時に銀行振り込みまたは現金にて「入会申込書」を取り交わした日より3営業日に支払うものとします。
- 月会費は、毎月27日に当該月分を口座振替にて支払うものとします。それ以外は都度、当社指定の方法にて支払うものとします。

第6条（クーリング・オフ）

- 会員は、本規約を受領した日から8日を経過するまでは、書面または電磁的記録により会員登録に関する契約の解除ができます。
- 会員は、当社若しくはその役職員が前項に定める事項について故意に事実を告げず又は不実のことを告げたことにより誤認し、又は当社若しくはその役職員が威迫したことにより困惑し、そのために前項の解除を行わなかった場合、当社から前項に定める解除ができる旨の書面を受領した日から8日を経過するまでは、書面または電磁的記録により会員登録に関する契約の解除ができます。
- 第1項の解除は、その解除を行う旨の書面または電磁的記録を発したときにその効力を生じます。
- 第1項の解除があった場合において、当社は、その解除をした会員に対し、その解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求することはできません。
- 第1項の解除があった場合において、既に一部のサービスが提供されていても、当社は、その解除をした会員に対し、サービス料その他の金銭の支払いを請求することはできません。
- 第1項の解除があった場合において、当社がその解除をした会員から金銭を受け取っているときは、速やかにその解除をした会員に対しこれを返還しなければなりません。

第7条（提供するサービス）

- 当社の提供するサービスは、結婚を希望する方への異性の紹介及びこれに付随関連する以下のサービスです。尚、お見合い、ご交際、ご結婚の実現を保証するものではありません。
 - 会員情報登録事務
 - 会員プロフィール情報の提供
 - お見合いセッティング
 - ご交際・ご成婚に向けた活動のサポート
 - その他上記に付随関連するサービス
- サービス料等は以下の通りです。
 - 入会金：入会時に必要な料金で、会員としての地位を付与する手続きに要する料金です。
 - 登録料：会員としての登録、その他、入会時に必要となる事務手続きに要する料金です。
 - 月会費：会員として活動するために要する料金です。
 - 成婚料：成婚に至ったときにお支払いいただく料金です。尚、結婚、婚約又はそれらと同等の成果（「結婚の口約束」「宿泊」「宿泊を伴う旅行」「婚前交渉」「同棲」「交際期間を延長し通算6ヶ月を経過した場合（交際期間は原則3ヶ月）」などは「成婚」とみなします。また、「成婚」における相手とは、当社会員に限らず当社紹介による他社会員等を含むものとします。

第8条（活動ルール）

- お見合いの申込みは1ヶ月12名までとします。但し、お相手からのお見合いのお申込みは制限なく受けられます。
- 会員は、交際の申込みを受けた場合、速やかに返事をしなければなりません。
- 双方が合意の上で決定したお見合いは断ることが出来ません。やむを得ず断る場合、会員は10,000円（税込）のキャンセル料を支払うものとします。
- お見合いの当日、無断欠席をした場合、会員は20,000円（税込）のキャンセル料を支払うものとします。
- 紹介相手との金銭の授受・貸借は禁止とします。
- 交際をお断りする場合は、必ず当社を通して行うものとします。また、交際成立後の交際において、相手方が交際を断る意思を明らかにした場合、直ちに、交際を停止しなければなりません。また、断られた相

- 手には連絡してはいけません。
- 7、交際承諾後は、正当な理由なく一度の出会いもいまま交際中止することは禁止します。この場合、会員は20,000円(税込)のキャンセル料を支払うものとします。
 - 8、交際期間中はお見合いの申込みもお相手からのお申込みを受けることもできません。
 - 9、お見合い後の交際期間は、原則として3ヶ月以内とします。尚、交際期間を延長し通算6ヶ月を経過した場合は「成婚」とみなします。
 - 10、交際中は、交際状況を定期的に当社に報告するものとします。婚約し又は結婚した場合は、直ちに当社にその旨を通知し、退会しなければなりません。

第9条 (中途解約)

- 1、会員は、結婚相手紹介サービス入会申込契約書を受領した日から8日を経過した後(当社若しくはその役職員が第6条に定める事項について故意に事実を告げず又は不実のことを告げたことにより誤認し、又は当社若しくはその役職員が威迫したことにより困惑し、そのためにクーリング・オフを行わなかった場合、当社から前条に定める解除ができる旨の書面を受領した日から8日を経過した後)においては、将来に向かって会員登録に関する契約の解除(中途解約)ができます。
- 2、当社は、前項の規定により会員登録に関する契約が解除されたときは、その解除をした会員に対し、次の各号に定める額を超える額の金銭の支払いを請求することができません。
 - ①その解除がサービス提供開始後である場合は次の合計額
・提供されたサービスの対価に相当する額
・2万円又は契約残額の20%のいずれか低い額
 - ②その解除がサービス提供開始前である場合 3万円までの額
- 3、中途解約時に当社が返金する額は、前項の規定にもとづき次の各号に定めるとおりとなります。
 - ①その解除がサービス提供開始後である場合・・・返金額はありません。なお、未提供役務に相当する月会費を前払いされていた場合は、前払い分の月会費を返金いたします。ただし、日割り計算は行いません。また、月会費の未払いがある場合は、中途解約時に未払い金額をお支払いいただきます。
 - ②その解除がサービス提供開始前である場合・・・入会時にお支払いいただいた入会金・登録手数料・月会費の合計額から3万円を差し引いた金額が返金額となります。
- 4、返金に際しては必ず領収書をいただきます。印紙税は領収書を発行するご本人負担です。

第10条 (休会)

- 病気やその他理由により休会する場合、会員は休会届を提出することにより契約期間内においても活動を休止することができます。
- 1、契約期間中、1回に限り活動を休止(最長3ヶ月)することができます。
 - 2、休会期間中は、休会費550円/月(税込)をお支払いいただきます。(休会期間中、月会費は発生致しません)
 - 3、休会は休会届提出月の翌月を休会開始月とします。休会開始希望月の前月20日までに担当アドバイザーに休会希望の旨をご連絡ください。
 - 4、交際に休会する場合は、全ての交際を終了した後、休会をご利用いただけます。
 - 5、お見合い成立中および申込中に休会する場合は、1件につき10,000円(税込)のキャンセル料が発生いたします。
 - 6、休会期間中、プロフィールは非公開になり、お見合い・お見合い申込等はできません。
 - 7、休会期間に相当する契約期間の延長はありません。
 - 8、休会期間中のお見合い申込可能件数は、活動再開後に持ち越せません。
 - 9、活動再開の際は、再開希望月の前月月末までに担当アドバイザーに活動再開の旨をご連絡ください。
 - 10、活動再開月から通常の月会費が徴収します。尚、月途中に活動再開の場合でも、月会費の日割り計算での精算はできません。

第11条 (交際中のステータス [ハートマーク]について)

活動状態を「交際中」ステータスに変更すると、プロフィールは非公開になり、お見合い・お見合い申込等はできません。尚、この場合も月会費は発生いたします。

第12条 (会員の退会)

- 1、成婚退会される場合は、退会報告書を提出していただいた日に成立です。成婚退会は中途解約と見なせず、未経過分の残金がある場合も返金は致しません。
- 2、他の理由により退会される方も、本人から退会報告書を提出していただいた日を退会日とします。なお、当月20日までは退会の意思表示を申し出てください。
- 3、交際に退会する場合は、全ての交際を終了した後、退会の手続きが行うことが出来ます。
- 4、お見合い成立中および申込中に退会する場合は、1件につき10,000円(税込)のキャンセル料が発生いたします。

第13条 (会員の除名)

以下の場合には除名処分となる場合があります。

- (1) 会員規約に反したとき
- (2) 紹介相手及び本会に対して名誉と信用を傷つけたとき
- (3) 公序良俗・法令に反する行為をしたとき
- (4) 当社が規約にてらして会員として不適当と判断したとき

- (5) 月会費を2カ月連続して遅延したとき
- 除名処分となった場合、入会費用は返還せず、本会に損害がある時には 会員に損害賠償を請求できるものとします。

第14条 (成婚)

成婚とは会員同士が結婚及び結婚と同等の成果を得た場合を言います。当社では以下のように扱います。

1、成婚の定義

以下の場合に成婚と認められます。

(「結婚の口約束」「宿泊」「宿泊を伴う旅行」「婚前交渉」「同棲」「交際期間を延長し通算6ヶ月を経過した場合(交際期間は原則3ヶ月)」など)は「成婚」とみなします。

また「成婚」における相手とは、当社会員に限らず当社紹介にかかる他社会員(当社主催の婚活パーティ等)を含むものとします。

2、成婚料の支払い

成婚の時は、当社に成婚料を支払う事となります。また、交際期間は3ヶ月となります。できるだけ期間内に結論を出すようにしていただきます。成婚料のお支払いは成婚退会報告書提出後3営業日以内に現金または所定の口座へ振込むものとします。

第15条 (損害賠償)

会員は、本規約の定め違反し当社に損害を与えた場合、その全ての損害を賠償しなければなりません。

第16条 (免責事項)

当社は、以下の事項につき、その責任を負いません。

- (1) 当社の責に帰さない事由(天災地変等)により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、当社は賠償責任を負わないものとします。
- (2) 当社が会員に提供するデータについて、当社は最大限の確認努力をしますが、その完全性、正確性、適法性、有用性等に関して、責任を負いません。常にプロフィールの記載事項を証明・保証するものではありません。
- (3) 当社の故意又は重大な過失以外の事由により会員の蓄積した情報が消失し、又は他者により改ざんされた場合、当社は、技術的に可能な範囲で情報の復旧に努めるものとし、この消失又は改ざんにより生じた一切の損害の賠償義務を免れるものとします。
- (4) 当社の故意又は重大な過失以外の事由によりシステムの利用を通じて会員のパーソナルコンピュータ等にウイルスが侵入し損害が生じた場合、当社はその一切の責任を負いません。
- (5) 当社の故意又は重大な過失以外の事由により、サービス利用に起因して生じた会員間の紛争、会員間の個々の紛争、事故又は被害については、当社は、一切の責任を負いません。但し、会員の申出があった場合には、しかるべき助言もしくは仲介の手続きをとることがあります。
- (6) 当社は、本契約に基づく会員によるサービス利用に関連して当社が会員に対し損害賠償責任を負う場合、当社の故意又は重大な過失に起因する場合を除くいかなる場合も、損害賠償の範囲は、当該会員に現実に発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、その総額は、当該損害が生じた日が属する月に当社が当該会員から受領すべき料金にこれに対応する消費税等相当額を加算した額の範囲を超えないものとします。

第17条 (本規約の改訂)

当社は、次に掲げる場合、本規約を改訂することができます。

- (1) 規定内容を明確化する必要がある場合
- (2) 法令の変更に対応して変更する必要がある場合
- (3) 社会情勢に照らして規定内容の変更が相当と認められる場合
- (4) その他特段の必要がある場合

第18条 (消費税)

当社のサービス料金には消費税は含まれていません。契約締結時の消費税率を適用致しますので予めご了承ください。

第19条 (可分性)

本規約の条項の一部に無効な部分があったとしても、その無効は他の条項の有効性に影響を与えません。

第20条 (準拠法)

本規約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

改訂日：2025年7月1日

ユウベル株式会社 ユウベル結婚紹介サービス広島
〒730-0036 広島市中区袋町7-25 パルテ2F

電話番号：082-207-1172

メールアドレス：e1150@u-b.jp

ホームページ：https://ubell-1150.jp/

定休日：火曜日・水曜日 営業時間：10:00~18:00

※定休日や営業時間につきまして、今後変更になる可能性があります。予めご了承くださいませ。

本規約の内容をすべて確認・理解し、同意いたします。

年 月 日

署名